

一般社団法人一圭会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人一圭会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業
- 二 就労継続支援事業
- 三 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎月、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- 二 総社員が同意したとき。
- 三 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事の選任又は解任
- 三 理事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度4月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招

集する。

(社員総会の招集請求)

第15条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

一 社員の除名

二 定款の変更

三 解散

四 その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、理事2名以上5名以内を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(責任の一部免除)

第25条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 基金

(基金の拠出)

第26条 この法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第27条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第28条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第29条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社

員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第30条 この法人の事業年度は、毎年2月1日に始まり翌年1月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第31条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 貸借対照表

三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第33条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第34条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第35条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

1 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名

住所

上野 一人

兵庫県神戸市東灘区森北町7丁目9番16号

中畑 圭洋

兵庫県神戸市西区学園東町4丁目14番地の7号

松本 徹

兵庫県神戸市垂水区塩屋町1丁目3番9号

- 2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。
- 3 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日に始まり平成25年1月31日に終わる。

以上、一般社団法人一圭会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成24年2月10日

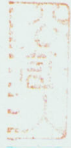
設立時社員 上野 一人

設立時社員 中畑 圭洋

設立時社員 松本 徹



第35条中1字削除



登簿平成 2 4 年第 2 3 号

認 証

嘱託人である本定款の設立時社員 上野一人・松
本徹 の代理人兼嘱託人 中畑圭洋 は本職の面前
で、嘱託人全員が本定款に 設立時社員としてなした
各自の記名捺印をそれぞれ自認する、と述べた。

ただし、第 3 5 条中 1 字削除がある。

よって認証する。

平成 2 4 年 2 月 1 0 日

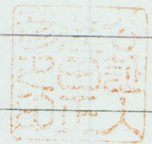
本職役場に於て

神戸市中央区明石町 4 4 番地

神戸地方法務局所属

公証人

窪田正彦



公 証 人 役 場